

## 「京都中信不動産担保ローン」の取扱いを開始します

2023年4月17日

京都中央信用金庫(理事長 白波瀬 誠)では、お客さまの幅広い資金ニーズにお応えするため、「京都中信不動産担保ローン」の取扱いを開始いたします。

本商品は、お客さまがお持ちの不動産を担保とし、物件の購入資金、ローンのおまとめ資金を始め、事業性資金・消費性資金に幅広くご利用いただけます。また、ご融資期間についても最長25年(不動産関連資金の場合、最長35年)としておりますので、ゆとりのあるご返済が可能です。

当金庫は、今後も地域社会の一員として、お客さまの様々なニーズに対応出来るよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

記

### 1. 取扱開始日

2023年4月17日(月)

#### 2. 商品内容

名 称	「京都中信不動産担保ローン【事業性資金型】【消費性資金型】」		
商品タイプ	【事業性資金型】	【消費性資金型】	
ご利用いただける方	<ul> <li>《個人・個人事業主の場合》</li> <li>・申込時年齢が満20歳以上75歳以下、最終返済時80歳以下の方で、継続して安定した収入が得られる方</li> <li>・日本国籍を有する方、または永住許可を受けている外国人の方・株式会社セゾンファンデックスの保証を得られる方。</li> <li>《法人の場合》</li> <li>・代表者の方が、日本国籍を有する方、または永住許可を受けている外国人の方・株式会社セゾンファンデックスの保証を得られる方。</li> </ul>		
お使いみち	事業性資金(投機性資金は除きます)	自由(事業性資金、投機性資金は除きます)	
ご融資金額	1億円以下(300万円以上 10万円単位) ※不動産関連資金の場合、3億円以下	5,000 万円以下(300 万円以上 10 万円単位) ※不動産関連資金の場合、1 億円以下	
ご融資期間	25年以内(1年以上 1ヶ月単位) ※不動産関連資金の場合、35年以内		
ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます(変動金利・年2回金利見直し型) ※上記利率には、保証会社へ支払う保証料が含まれています。 ※ご融資利率は、金利動向により変更となる場合がございます。また、お申込み受付 時点ではなく、ご融資実行時点の利率が適用されます。		





#### ≪個人・個人事業主の場合≫

ご本人または、三親等以内のご親族の方が所有する不動産に、保証会社を抵当権者と する抵当権の設定が必要となります。

### 担 保

≪法人の場合≫

法人、法人代表者または法人代表者の親族(三親等以内)または法人の役員が所有する不動産に、保証会社を抵当権者とする抵当権の設定が必要となります。

※抵当権の設定等に関する登記手続きは、保証会社指定の司法書士が行います。

### 3. その他

- ・お申込みに際しましては、当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済金額の試算、現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本 支店またはフリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・店頭に説明書をご用意しております。
- ・商品の概要については、以下の説明書をご参照ください。

以上



# 京都中信 不動産担保ローン【事業性資金型】

(2023年4月17日現在)

<b>益</b> 日 夕	「京都市信 不動帝切得ローン「東業研察へ刑」		
商品名	京都中信不動産担保ローン【事業性資金型】		
ご利用 いただける方	《個人・個人事業主の場合》 次の①~⑤の条件をすべて満たす個人・個人事業主の方 ①申込時年齢が満20歳以上 75歳以下で、最終返済時80歳以下の方で、継続して安定した 収入が得られる方 ②日本国籍を有する方、または永住許可を受けている外国人の方 ③株式会社セゾンファンデックスの保証を得られる方。 ④当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ⑤当金庫の会員資格のある方。		
	次の①~④の条件をすべて満たす法人 ①代表者の方が、日本国籍を有する方、または永住許可を受けている外国人の方 ②株式会社セゾンファンデックスの保証を得られる方。 ③当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ④当金庫の会員資格のある方。		
お使いみち	事業性資金(ただし、投機性資金は除きます)		
ご融資金額	1億円以下(300万円以上 10万円単位) ※ただし、不動産関連資金の場合、3億円以下(300万円以上 10万円単位)		
ご融資期間	25年以内(1年以上 1ヶ月単位) ただし、不動産関連資金の場合、35年以内(1年以上 1ヶ月単位) ※期日一括返済は、原則1年以内 ※元金据置1年以内		
ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます(変動金利:年2回金利見直し型) ※ご融資後の利率については、毎年4月1日および10月1日(休業日の場合は翌営業日)現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として年2回見直しを行います。 原則として、新利率の適用は、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用します。		
ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」または「期日一括返済(原則1年以内)」		
担保	《個人・個人事業主の場合》         ご本人または、三親等以内のご親族の方が所有する不動産に、保証会社を抵当権者とする抵当権の設定が必要となります。         《法人の場合》         下記の不動産に、保証会社を抵当権者とする抵当権の設定が必要となります。         ・法人が所有する不動産         ・法人代表者または法人代表者の親族(三親等以内)が所有する不動産         ・法人の役員が所有する不動産		
保証人	なお、抵当権の設定等に関する登記手続きは、保証会社指定の司法書士が行います。 《個人・個人事業主の場合》:原則必要ありません。 《法人の場合》:法人代表者1名		
保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。		

	Г			
	○ご融資実行時 <u>※印紙代・登記費用等につきましては別途必要となります。</u>			
	・事務取扱手数料:110,000円(消費税込)			
	○ご融資実行後			
	•一部繰上返済手数料:11,000円(消費税込)			
手数料	お客さまのご都合によりご融資残高の一部を繰上げて返済される場合			
	・繰上完済手数料:11,000円(消費税込)			
	お客さまのご都合によりご融資残高の全額を繰上げて返済される場合			
	・条件変更手数料:11,000円(消費税込)			
	ご融資期間中に、ご返済金額やご融			
火災保険	火災保険のご加入は任意です。 ※保険金請求権への質権設定は行いません。			
	≪個人・個人事業主の場合≫			
	任意で当金庫が契約する生命保険会社の団体信用生命保険への加入が可能です。			
	※加入の場合は、申込時年齢が満20歳以上 <u>6<b>5歳未満(ガン保障特約付団体信用生命保険の</b></u>			
	<u>場合は46歳未満)</u> 、最終返済時80歳以下の方に限ります。			
団体信用生命保険	※通常の団体信用生命保険にご加入いただく場合は、ご融資利率を年0.2%上乗せさせていた			
	だきます。			
	※ガン保障特約付団体信用生命保険にご加入いただく場合は、ご融資利率を0.3%上乗せさせ			
	ていただきます。			
	≪法人の場合≫ <u>ご加入いただけません。</u>			
	本商品の苦情等は、当金庫営業日の 9 時から 17 時までの間に、営業店または On Your Side 事業			
	部(電話・FAX:0120-355-774)へお申し出ください。			
苦情処理措置	また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ			
	(https://www.chushin.co.jp/) 上のお問い合わせより、インターネット (24 時間受付) でも受			
	付をしております。			
	京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第			
	二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の紛争解決センター等で紛争の解決を図る ことも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の 9 時から 17 時までの間			
	に、営業店、On Your Side 事業部(電話・FAX:0120-355-774)または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825)にお申し出ください。			
	また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。			
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。			
	その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ			
	会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争			
	を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。			
	詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ			
to be been to the rest	合わせいたたくか、東京三井護士会のホームペーシまたは自金庫のホームペーシ    (https://www.chushin.co.jp/) をご覧ください。			
紛争解決措置		. /_ C V '0		
	受付日時は次のとおりです。			
	問い合わせ先	受付日時	電話番号	
	京都弁護士会紛争解決センター	月~金(祝日を除く)	075-231-2378	
		9:30~12:00、13:00~17:00 月~金(祝日を除く)		
	公益性団伝人 民間総合調停とフター	9:00~12:00、13:00~17:00	06-6364-7644	
		月~金(祝日、年末年始除く)	00.0501.0001	
	東京弁護士会紛争解決センター	$9:30\sim12:00, 13:00\sim15:00$	03-3581-0031	
		月~金(祝日、年末年始除く)	03-3595-8588	
		10:00~12:00、13:00~16:00		
	第二東京弁護士会仲裁センター	月~金(祝日、年末年始除く)	03-3581-2249	

 $9:30\sim12:00, 13:00\sim17:00$ 

# その他

- ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添 えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・本申込によって、当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金(1万円以上)が必要となります。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支 店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959 (平日 9:00~17:00) またはFAXフリーダイヤル ☎0120-201-580 (24 時間受付) までお問い合わせください。

# 京都中信 不動産担保ローン【消費性資金型】

(2023年4月17日現在)

	(2023年4月17日現在)		
商品名	京都中信 不動産担保ローン【消費性資金型】		
	次の①~⑤の条件をすべて満たす個人の方		
	①申込時年齢が満20歳以上 75歳以下で、最終返済時80歳以下の方で、継続して安定した		
<b>₩</b> 711 EI	収入が得られる方		
ご利用 いただける方	②日本国籍を有する方、または永住許可を受けている外国人の方		
V 1/2/21) 3/J	③株式会社セゾンファンデックスの保証を得られる方。		
	④当金庫の定める融資基準を満たしている方。		
	⑤当金庫の会員資格のある方。		
お使いみち	自由(ただし、事業性資金、投機性資金は除きます)		
ご融資金額	5,000万円以下(300万円以上 10万円単位)		
	ただし、不動産関連資金の場合、1億円以下(300万円以上 10万円単位)		
デ 百h /次 廿ロ目目	25年以内(1年以上 1ヶ月単位) ※元金据置1年以内		
ご融資期間	ただし、不動産関連資金の場合、35年以内(1年以上 1ヶ月単位)		
	当金庫所定の利率を適用させていただきます(変動金利:年2回金利見直し型)		
	※ご融資後の利率については、毎年4月1日および10月1日(休業日の場合は翌営業日)現		
~\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として年2回見直しを行います。		
ご融資利率	原則として、新利率の適用は、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基		
	準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用します。また増額返済の場合は、増額部分の返		
	済日の翌日より新利率を適用します。		
ご返済方法	毎月元利均等返済方式 ※ご融資額の50%までの範囲内で増額返済の併用もできます。		
	ご本人または、三親等以内のご親族の方が所有する不動産に、保証会社を抵当権者とする抵当権		
担保	の設定が必要となります。		
	なお、抵当権の設定等に関する登記手続きは、保証会社指定の司法書士が行います。		
保証人	原則必要ありません。		
保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。		
	〇ご融資実行時 <u>※印紙代・登記費用等につきましては別途必要となります。</u>		
	・事務取扱手数料:110,000円(消費税込)		
	○ご融資実行後		
	•一部繰上返済手数料:11,000円(消費税込)		
手数料	お客さまのご都合によりご融資残高の一部を繰上げて返済される場合		
	・繰上完済手数料:11,000円(消費税込)		
	お客さまのご都合によりご融資残高の全額を繰上げて返済される場合		
	・条件変更手数料:11,000円(消費税込)		
	ご融資期間中に、ご返済金額やご融資期間の各種変更をされる場合		
火災保険	火災保険のご加入は任意です。 ※保険金請求権への質権設定は行いません。		
	任意で当金庫が契約する生命保険会社の団体信用生命保険への加入が可能です。		
団体信用生命保険	※加入の場合は、申込時年齢が満20歳以上 <u>65歳未満(ガン保障特約付団体信用生命保険の</u>		
	<u>場合は46歳未満)</u> 、最終返済時80歳以下の方に限ります。		
	※通常の団体信用生命保険にご加入いただく場合は、ご融資利率を年0.2%上乗せさせていた		
	だきます。		
	※ガン保障特約付団体信用生命保険にご加入いただく場合は、ご融資利率を0.3%上乗せさせ		
	ていただきます。		

### 本商品の苦情等は、当金庫営業日の 9 時から 17 時までの間に、営業店または On Your Side 事業 部(電話・FAX:0120-355-774)へお申し出ください。 苦情処理措置 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ (https://www.chushin.co.jp/) 上のお問い合わせより、インターネット(24 時間受付)でも受 付をしております。 京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第 二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の紛争解決センター等で紛争の解決を図る ことも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の 9 時から 17 時までの間 に、営業店、On Your Side 事業部 (電話・FAX:0120-355-774) または全国しんきん相談所 (電話:03-3517-5825) にお申し出ください。 また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ 会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争 を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い 合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ (https://www.chushin.co.jp/) をご覧ください。 紛争解決措置 受付日時は次のとおりです。 受付目時 問い合わせ先 電話番号 月~金 (祝日を除く) 京都弁護士会紛争解決センター 075-231-2378 $9:30\sim12:00, 13:00\sim17:00$ 公益社団法人 民間総合調停センター 月~金(祝日を除く) 06-6364-7644 〈大阪〉 $9:00\sim12:00$ , $13:00\sim17:00$ 月~金(祝日、年末年始除く) 東京弁護士会紛争解決センター 03-3581-0031 $9:30\sim12:00, 13:00\sim15:00$ 月~金(祝日、年末年始除く) 第一東京弁護士会仲裁センター 03-3595-8588 $10:00\sim12:00, 13:00\sim16:00$ 月~金(祝日、年末年始除く) 03-3581-2249 第二東京弁護士会仲裁センター $9:30\sim12:00, 13:00\sim17:00$

### その他

- ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添 えない場合もございますのであらかじめご了承ください。
- ・本申込によって、当金庫からのお借入総額(一部の借入金を除く)が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金(1万円以上)が必要となります。
- ・ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支 店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959 (平日 9:00~17:00) またはFAXフリーダイヤル ☎0120-201-580 (24時間受付) までお問い合わせください。